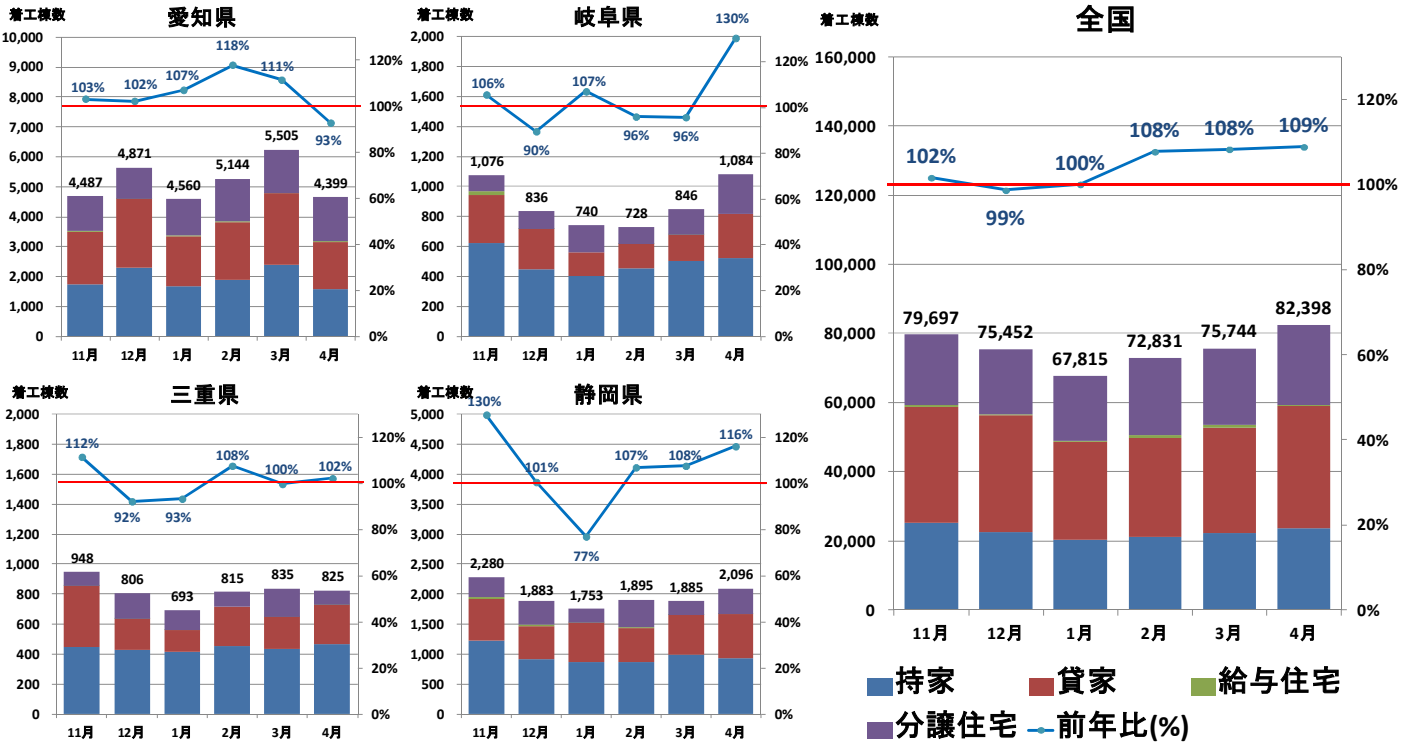


東海4県の着工推移



出典:着工データ 国土交通省

住宅省エネリノベーション促進事業費補助金の2次公募開始

住宅省エネリノベーション促進事業費補助金は、住宅の省エネ化を図るリノベーションを促進するために、省エネ性能の高い建材(ガラス、窓、断熱材など)を用いた断熱改修に支援を行う補助制度です。

【補助対象の要件】

- 住宅全体の一次エネルギー消費量の15%以上の削減が見込まれる改修を行うこと
- 環境共創イニシアチブが定める性能要件を満たす製品を使用して改修を行うこと
- 公募期間中に補助金の交付申請を行い、通知された公布決定日以降に工事契約・着工を行うこと。

対象商品	補助率	補助金の上限	補助対象費用	
			集合	戸建
高性能建材	補助対象費用の1/3以内	150万円/1戸※ (ガラス・窓・断熱材)	○	○
蓄電システム	定額 5万/kWh	補助対象費用の1/3又は50万円のいずれか低い金額		○
高効率給湯器	補助対象費用の1/3以内	15万円		○

※集合住宅の全戸改修においても適用となります。(例:集合住宅50戸を改修 150万×50戸が上限)

【交付申請書受付期間】

	二次公募	三次公募	四次公募
戸建住宅・集合住宅 (一戸改修)	平成28年6月10日(金)～8月31日(水)		
集合住宅 (全戸改修)	平成28年6月10日(金)～6月30日(木)	平成28年7月4日(月)～7月15日(金)	平成28年7月19日(火)～7月29日(金)

詳細は一般社団法人 環境共創イニシアチブHPを確認ください。(https://sii.or.jp/)

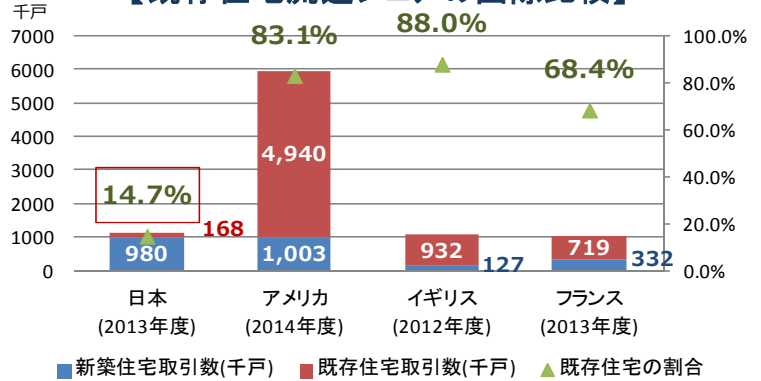
改正宅地建物取引業法が成立

インスペクション(建物診断・検査)の説明義務などを規定した宅地建物取引業法の一部を改正する法律案が5月27日参議院本会議にて可決、成立しました。

背景

- 日本の既存住宅流通シェアは、欧米諸国に比較して極めて低い。(14.7%)
- 既存住宅の流通促進は、経済効果、豊かな住生活の実現等大きな意義がある。
- 日本再興戦略においても、宅建業法改正による流通環境の整備を位置付け。

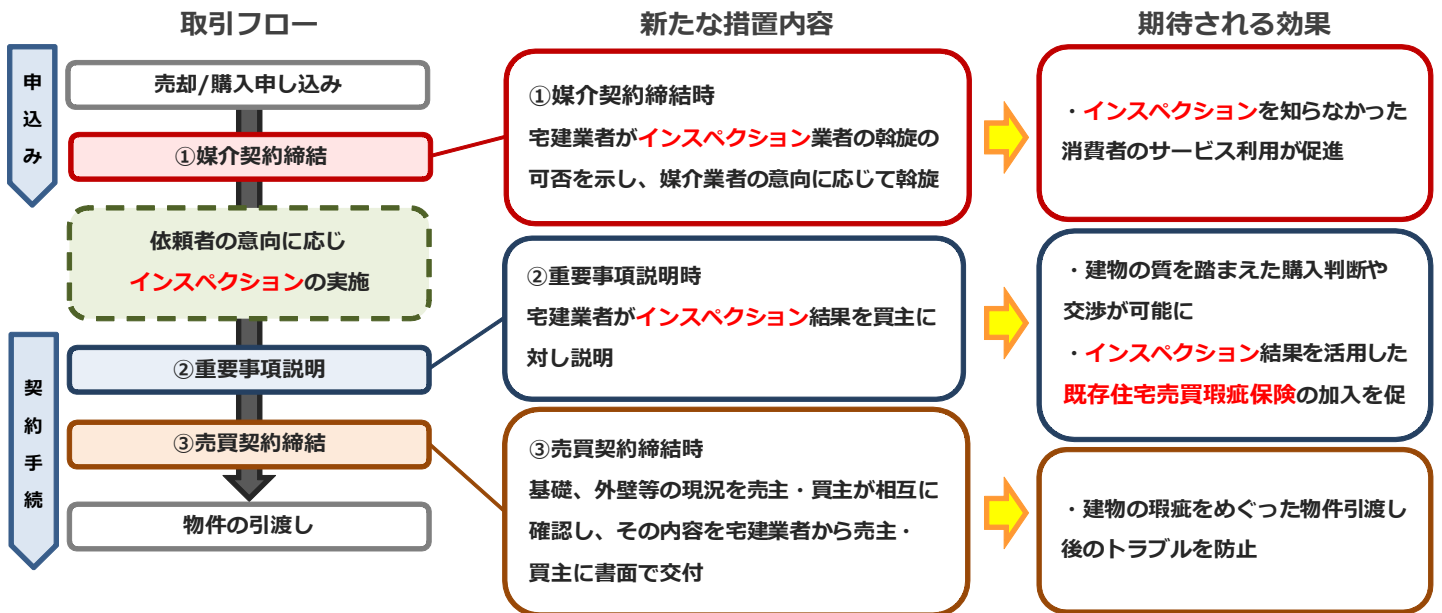
【既存住宅流通シェアの国際比較】



法案の概要

- ◎ 既存建物取引時に、購入者は、住宅の質に対する不安を抱えている。
- ◎ 一方で、既存建物は個人間で売買されることが多く、一般消費者である売主に広く情報提供や瑕疵担保の責任を負わせることは困難。

不動産取引のプロである宅地建物取引事業者が、専門家による建物状況調査(インスペクション)の活用を促すことで、売主・買主が安心して取引ができる市場環境を整備



成果指標

- ・既存住宅流通の市場規模 4兆円(H25)⇒8兆円(H37)
- ・インスペクションを受けた既存住宅売買瑕疵保険の加入割合 5%(H26)⇒20%(H37)